

呉市職員給与支給明細書等広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、呉市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により、呉市職員給与支給明細書及び賃金・報酬明細書（以下「給与支給明細書等」という。）に掲載する広告の取扱いについて、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告の規格、掲載位置、枠数及び広告掲載料は、市長が別に定める募集要項においてこれを指定する。

(掲載の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。

- (1) 要綱第4条第1項各号に掲げるもの
- (2) 呉市広告掲載基準の3に掲げるもの
- (3) その他給与支給明細書等に掲載する広告の内容として適当でないと市長が判断するもの

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は月を単位とし、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を超える期間を指定することはできない。

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）の募集は、呉市ホームページを利用して行う。

(掲載の申込み)

第6条 申込者は、呉市職員給与支給明細書等広告掲載申込書（様式第1号）に必要な事項を記入の上、提出するものとする。

2 広告のデザイン作成等広告の作成に要する費用は、申込者の負担とする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の広告掲載の申込みがあったときは、速やかに審査し、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、前項の場合において、申込者が多数あるときは、次の順位により広告掲載の可否を決定するものとする。なお、掲載順位が同一の場合は、掲載希望月数の多い申込者を優先するものとする。

(1) 国又は地方公共団体が出資する法人及び団体

(2) 公益法人及び公益的団体（前号に掲げるものを除く。）

(3) 私企業のうち公共的性格を有する企業

(4) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するもの（前号に掲げるものを除く。）

(5) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないもの（前号に掲げるものを除く。）

(6) 前各号に掲げるもの以外のもの

3 前項の規定によって決定することができない場合は、抽選によりこれを決定するものとする。

4 市長は、第2項又は前項の規定により、広告の掲載又は不掲載を決定したときは、呉市職員給与支給明細書等広告掲載決定通知書（様式第2号）又は呉市職員給与支給明細書等広告非掲載決定通知書（様式第3号）を、それぞれ申込者に送付するものとする。

(広告内容の承認等)

第8条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、広告主の責任及び負担において版下原稿（以下「原稿」という。）を作成の上、提出して承認を受けるものとする。

2 市長は、提出された原稿について、給与支給明細書等に掲載することが適当でない認められるときは、広告主に対して内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 前条の規定により承認を受けた広告主は、市長が指定する期日までに、市長が指定する方法で申込価格と同額の広告掲載料を前納しなければならない。

(広告掲載の取消し等)

第10条 市長は、指定する期日までに広告主が広告掲載料を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、当該広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、掲載した広告の内容について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担においてこれを解決しなければならない。

4 広告主は、広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告掲載料の返還)

第12条 納付された広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告を掲載することができなかった場合は、その全部又は一部を返還することができる。

2 前項のただし書きの規定により返還する広告掲載料には、利子は付さない。

(様式等)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

付 則

この要領は、令和7年9月22日から実施する。